



青少年健全育成推進者手帳

令和5・6年度版

調 布 市

目 次

調布市子ども条例	1
令和5・6年度調布市青少年健全育成方針	9
青少年対策の沿革	14
調布市青少年問題協議会	16
調布市青少年問題協議会条例	17
調布市青少年問題協議会専門調査員設置要綱	20
調布市青少年問題協議会事務局設置規程	21
調布市青少年補導連絡会	25
調布市青少年補導連絡会規約	26
調布市青少年補導連絡会運営要領	30
令和5・6年度調布市青少年補導連絡会活動方針	32
調布市健全育成推進地区代表者連絡協議会	34
調布市健全育成推進地区代表者連絡協議会設置規約	35
令和5・6年度調布市健全育成推進地区代表者連絡協議会活動方針	37
調布市健全育成推進地区委員会	40
調布市健全育成推進地区委員会規約基準（準則）	41
調布市健全育成推進地区委員会運営指針	44
調布市健全育成推進地区委員会の経費に関する指針	46
調布市健全育成推進地区委員会交付金交付要綱	48
調布市青少年表彰規程	51
東京都青少年の健全な育成に関する条例	54
地域の皆様へのお願い	92
いじめや虐待のないまち宣言	93

調布市子ども条例

平成17年3月23日条例第2号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 人権の尊重（第4条）

第3章 子どもとその家庭への支援（第5条—第12条）

第4章 協働の取組（第13条—第17条）

第5章 計画の推進（第18条・第19条）

第6章 雑則（第20条—第22条）

附則

子どもは、個性が認められ、自分らしく生きる権利をはじめ、個人の尊厳を持ったかけがえのない存在である。

子どもは、調布の「宝」、「未来への希望」であり、喜びや悲しみを共有する家族、友人及び地域の深い愛情に包まれて、社会の一員として大人と共に今を生き、次代を担っている。

私たちの願いは、子どもが、家庭や地域のぬくもりと恵まれた自然の中で、安全かつ快適にのびのびと遊び、学び、夢と希望を持ちながらいきいきと育つことができるまちをつくることである。

そのために、私たちは、日本国憲法をはじめとして、世界人権宣言、児童の権利に関する条約等が定める人が生まれながらにして持っている基本的人権の保障の精神と理念を尊重する。そのうえで、未来の調布をつくり、平和への願いと国際社会の発展の一翼を担う子どもの健やかな成長を図るため、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して子どもへの支援に取り組んでいかなければならない。

私たちは、子どもが幸福に過ごすことで自立した大人に成長することがで

きることを自覚し、子どもの育ちや子育てを楽しむことができ、子どもが幸福に暮らすことができるまちづくりを進めることをここに決意する。

緑と水に恵まれた自然や、家庭、学校等及び地域のつながりの中で、子どもが夢を持って健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指すことを宣言し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもとその家庭への支援の基本理念並びに家庭、学校等、地域、事業主及び市の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが夢を持ちながら、いきいきと育ち、自立することができるまちづくりを推進し、子どもが健やかに育つことを目的とする。

(子どもの定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の市民をいう。

(基本理念)

第3条 子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちの実現に向け、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して取り組むものとする。

第2章 人権の尊重

(人権の尊重)

第4条 大人及び子どもは、日本国憲法が保障する基本的人権を尊重し、命をいつくしむとともに、人を思いやる心を持つことに努めなければならない。

第3章 子どもとその家庭への支援

(子どもの健康の保持増進)

第5条 市は、子どもの心身の健康の保持増進を図るため、健康診断及び健

康教育の充実を図るものとする。

- 2 市は、母子保健に関する総合的な施策を推進するものとする。
- 3 市は、前2項に規定する施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図り、協力体制を構築するものとする。

(保護を要する子ども等への支援)

第6条 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けている子どもの援助その他の支援のための体制を整備するものとする。

- 2 市は、すべての人が、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときに、通告をしやすい環境を整備するものとする。
- 3 市は、ひとり親家庭等の支援について、総合的な施策を推進するものとする。
- 4 市は、障害児の支援について、総合的な施策を推進するものとする。
- 5 市は、前各項に規定する施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図り、協力体制を構築するものとする。

(子どもの生活の安全確保)

第7条 市は、子どもが犯罪の被害に遭うことを防止するための対策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、飲酒、喫煙、薬物乱用等の危険性を子どもに啓発し、その飲用又は使用を防止するための対策を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、子どもの交通事故を防止するための対策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 市は、子どもがいじめに遭うことを防止するとともに、いじめをしないことの教育について、総合的な施策を推進するものとする。
- 5 市は、犯罪又は災害の被害に遭った子どもとその家庭の救済について、総合的な施策を推進するものとする。
- 6 市は、子どもが犯罪の加害者になることを防止するとともに、加害者と

なってしまった子どもとその家庭の支援について、総合的な施策を推進するものとする。

7 市は、前各項に規定する施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図り、協力体制を構築するものとする。

(子どもにやさしいまちづくりの推進)

第8条 市は、子どもが緑あふれる恵まれた自然に囲まれ、安全に安心して過ごすことができ、子どもとその家庭が孤立することのない環境の整備に努め、ぬくもりのあるまちづくりを推進するものとする。

2 市は、子どもとその家庭の住環境の整備、子どもが安全に安心して通行することができる道路の整備、施設のバリアフリー化等の子どもとその家庭にやさしいまちづくりを推進するものとする。

(子育て家庭への支援)

第9条 市は、保護者の多様な就労形態に対応するとともに、積極的な社会参加を支援するため、仕事と子育ての両立を図るための総合的な施策を推進するものとする。

2 市は、在宅で子育てをしている家庭に対する支援の充実を図るものとする。

3 市は、保育所、学童クラブ等の子どもの施設への入所等を待機する子どもが生ずることのないよう、積極的にその対策を講ずるものとする。

4 市は、保育の需要を的確に把握し、多様な保育サービスの提供を推進するものとする。

(子どもの相談体制の充実)

第10条 市は、子どもに関する相談を行う機関及び市民団体等と密接な連携を図り、子どもの健やかな成長及び子育てに関する総合的な相談の体制を構築することにより、子どもとその家庭の救済及び回復並びに特別な教育的配慮を必要とする子どもの支援の充実を図るものとする。

(地域の資源の活用)

第11条 市及び大人は、地域が子どもの育ち及び人とのふれあいの場であり、人間関係を豊かにする場であることに配慮し、子どもが安心して遊び、活動することができる環境づくりに努めるものとする。

2 市は、地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することができるよう整備することにより、地域における子どもとその家庭への支援の充実を図るものとする。

(子どもの社会参加の促進)

第12条 市は、子どもが、社会の一員であることを自覚することができるよう社会参加をする機会を拡充し、子どもの意見がまちづくりに反映されるよう努めるものとする。

2 市及び大人は、個性を伸ばし、人間性を豊かにする文化的・社会的活動に対し、積極的な支援を行うとともに、子どもがその活動に参加し、体験することができる場を確保するよう努めるものとする。

第4章 協働の取組

(家庭の役割)

第13条 家庭は、子どもが育ち、人格を形成するうえで最も大きな役割を担っていることを自覚し、子どもとのふれあいを大切にするよう努めなければならない。

2 家庭は、子どもが、基本的な生活習慣、社会の規範を守る意識及び善悪の判断を身に付けることができるよう自らが範を示すとともに、豊かな人間性をはぐくむことができるよう努めなければならない。

(学校等の役割)

第14条 学校等は、集団生活をとおして、社会性、基礎学力、考える力、創造力等を子どもの心身の発達に応じて身に付けることができるようにするとともに、子どもが自ら学び、遊び、夢を持って将来への可能性を開い

ていくために、家庭、地域及び市と協働して教育を推進するものとする。

- 2 学校等は、積極的に教育活動等の内容を公表し、地域に開かれた体制及び子どもが相談しやすい環境を整えるとともに、人権教育及びいじめの防止に関する教育を推進するものとする。
- 3 学校等は、子どもに対し、家庭を築くこと、子どもを育てること等に関する教育、啓発、情報提供等の取組を推進するものとする。

(地域の役割)

第15条 大人は、子育てを地域全体で取り組まなければならない課題ととらえ、子どもの支援に積極的にかかわり、地域の中で子どもが健やかに育つ環境づくりに努めなければならない。

- 2 大人は、その言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、子どもから信頼されるよう自らを省み、子どもの模範となるよう努めなければならない。
- 3 大人及び子どもは、体罰を加え、又は暴力を振るってはならない。
- 4 大人は、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の定めるところにより、速やかに通告しなければならない。

(事業主の役割)

第16条 事業主は、子どもが健やかに育つ環境づくりにおいて大切な役割を担っていることを認識し、その雇用する労働者が子どもとのかかわりを深めることができるよう配慮するとともに、学校等又は地域が行う職場体験活動その他の子どもの育成に関する活動に協力するよう努めなければならない。

- 2 子どもを雇用している事業主は、その健康の保持及び成長等に十分に配慮しなければならない。

(市の役割)

第17条 市は、常に子どもの最善の利益に配慮し、一人一人の子どもの人権及び個性を尊重するとともに、差別、暴力その他の人権侵害から守られるよう、子どもとその家庭への支援に関する施策を推進するものとする。

2 市は、家庭、学校等、地域及び事業主における子どもとその家庭への支援について、相互の連携を図り、総合的な調整を行うことにより、協力体制を構築するものとする。

3 市は、前項の規定による調整に当たっては、必要に応じて国及び東京都に協力を求めるものとする。

第5章 計画の推進

(行動計画の策定等)

第18条 市は、子どもとその家庭への支援を推進するため、その施策に関する計画（以下「行動計画」という。）を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、行動計画の策定に当たっては、市民の意見を十分に反映するよう努めるとともに、その実施に当たっては、市民の理解及び協力を得られるよう努めるものとする。

3 市は、行動計画を効果的に推進するため、その評価を行い、必要に応じて改定を行うものとする。

(ネットワークの構築)

第19条 市は、行動計画を総合的に推進するため、関係機関との連絡調整を図り、子どもとその家庭への支援のためのネットワークを構築するものとする。

第6章 雑則

(広報)

第20条 市は、この条例の定める理念及び内容について、市民の理解を深めるよう、広報活動により広く周知を図るものとする。

(意見の反映)

第21条 市は、子どもとその家庭への支援のあり方について広く意見を聴取し、市民の意見を施策に反映するよう努めるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

令和5・6年度調布市青少年健全育成方針

次代を担う青少年が家庭や地域のぬくもりと恵まれた自然の中で、安全かつ快適にのびのびと遊び、学び、夢と希望をもち、いきいきと育つまちをつくることは、全ての市民の願いです。その実現に向けて制定した「調布市子ども条例」の精神のもと、令和5・6年度における調布市青少年健全育成方針を以下のとおり定めます。

近年、青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しています。令和4年4月には成年年齢が18歳に引き下げられるなど、社会的にも大きな変化がありました。また、スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を始めとする機器・サービスの浸透により、青少年のインターネット利用環境は大きく変化しています。

そのような中、SNS等に起因する子どもの犯罪被害など、インターネットを介した様々な問題も懸念されています。

SNS等に起因する子どもの犯罪被害としては、裸の画像を送信させられる「自撮り被害¹」等の被害児童数が高い水準で推移するなど、依然として深刻な状況にあります。

また、SNS等における誹謗中傷の書き込みなど、「インターネット上のいじめ」についても問題視されるとともに、インターネット等の普及により、比較的容易に違法・有害情報に接触することが可能となったことから、大麻、覚せい剤、危険ドラッグ²等の入手及び乱用が懸念されています。特に近年で

¹ 自撮り被害…だまされたり、脅されたりして、自分の裸の画像等を撮影させられたうえ、メールやSNS等で送信させられる被害のこと。

² 危険ドラッグ…規制薬物（覚せい剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん、けしがら、指定薬物など）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用をする物品のこと。

は、青少年による大麻の乱用が拡大しており、薬物の危険性や有害性に関する正しい知識の普及を推進する必要があります。

あわせて、従来からの課題であるいじめ、差別、自殺、不登校、ひきこもりなどに加え、近年では、地域社会の人間関係の希薄化などから、青少年の社会参加の機会が減少しており、青少年の規範意識の低下やマナーの悪さなども指摘されているほか、家族の介護や看病等を担うことで青少年に過剰な負担がかかるヤングケアラー³などの新たな問題も生じています。

こうした様々な問題に加え、新型コロナウイルス感染症対策に伴う社会経済活動の制約などから、青少年の間で閉塞感や孤立感が拡がり、青少年の健全やかな成長に様々な影響を与えているほか、親子ともに自宅で過ごす時間が増えたことから、親のストレスの矛先が子どもに向くことにより児童虐待の件数が増加するなどの問題も生じています。

これらの多様かつ複合的な問題の解決に向けては、行政だけではなく、関連する諸団体等が連携・協力し対策を推進するとともに、青少年を孤立させず、地域全体で支えていく社会を築くことが重要となります。

青少年が健康で心豊かに成長し、次代の担い手として活躍できるよう、次のとおり重点目標を設定し、家庭、学校、地域及び行政が連携・協力して、青少年の健全育成のための諸施策を推進していきます。

³ ヤングケアラー…本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係に影響が出てしまうことがある。

重点目標

1 家庭・学校・地域・行政の連携による青少年への支援

青少年にとって、家庭は基本的な生活習慣や社会規範を身に付けるために最も大きな役割を担っています。また、学校では集団生活を通じて青少年の社会性や創造力等を養うほか、地域においては、周囲の大人の見守り等により、青少年が健やかに育つ環境づくりに努めることが重要となります。一方で、行政は、青少年を取り巻く状況を的確に把握し、青少年の健全育成に係る総合的な調整を図り、有効な施策を遂行する役割を担っています。

青少年が健康で心豊かに成長できるよう、これらの役割を担う家庭・学校・地域・行政が連携を図りながら、青少年への積極的な支援を行います。

【推進事項】

- ・ しつけ等家庭教育の充実
- ・ 子育てへの支援
- ・ 家族内コミュニケーションの増進
- ・ 食育の推進
- ・ 児童虐待防止のための連携強化
- ・ 教育相談、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー等相談機能の充実
- ・ いじめの未然防止及び早期発見の取組の強化
- ・ あいさつ運動の推進
- ・ 困難を抱える子ども・若者への支援

2 青少年の社会参加活動の推進

青少年は、文化、スポーツ、レクリエーション、ボランティアなどの様々

な活動に参加することで、個性を伸ばし、人間性を豊かにするとともに、地域社会の一員であることを自覚することができます。

こうした様々な体験活動を通じて、青少年が互いを尊重し、次代の担い手として活躍できるよう、青少年の社会参加活動を推進します。

【推進事項】

- ・オリンピック・パラリンピックを契機とした多様性を認め合える活動の推進
- ・文化・スポーツ・レクリエーション活動への支援
- ・様々な体験活動の充実
- ・ボランティア活動推進のための機会提供
- ・青少年の居場所の充実

3 健全な環境づくりと非行防止活動の推進

青少年を取り巻くインターネット利用環境が大きく変化する中で、「自撮り被害」を含む児童ポルノ事犯や振り込め詐欺における「受け子⁴」、青少年を犯罪に加担させる「闇バイト⁵」の募集や違法薬物の販売など、SNS等を通じて青少年がトラブルに巻き込まれる事案が増加しています。

青少年を有害な環境から守るために、フィルタリング⁶やペアレンタルコ

⁴ 受け子…オレオレ詐欺などの特殊詐欺事件において、お金を騙し取る相手から現金を直接受け取ったり、宅配便などで送られてきた現金の入った荷物を受け取る役目をする者のこと。

⁵ 闇バイト…SNS等で高額な報酬をうたって、犯罪へと誘うときに使われることば。

⁶ フィルタリング…子どもに閲覧させたくない情報（アダルト、暴力、出会い系など）を表示させない機能のことをいう。子どもがブラウザで情報を検索しても年齢にふさわしくないコンテンツの場合は表示されないようにすることができる。

ントロール⁷の活用など、インターネットを利用するうえで有効な機能について周知するとともに、薬物の危険性について啓発するなど、積極的な広報活動を行うほか、地域における見守りを強化し、健全な環境づくりと非行防止活動を推進します。

【推進事項】

- ・インターネット上の有害環境のほか、不健全な電子メディアや図書類等から青少年を守る対策の強化
- ・青少年の性被害撲滅への啓発の強化
- ・健全な地域環境づくりの推進
- ・安全な地域づくりの推進
- ・薬物乱用や非行を防止する教育及びその啓発活動の強化

⁷ ペアレンタルコントロール…子どもが安全にインターネットやスマートフォン、ゲーム機等を利用できるように保護者が様々な機能の制限をかけることをいう。Web閲覧やアプリのダウンロード、使用時間を制限することなどを指す。フィルタリングはペアレンタルコントロール機能のうちの1つである。

青少年対策の沿革

戦後の混乱期にスタートしたわが国の青少年対策は、増加する青少年の非行にいかに対処するかが大きな課題でした。国会でもこの問題を特に重視し、衆参両院において「青少年犯罪防止に関する決議」を行っています。

昭和24年、内閣官房に「青少年問題対策協議会」が設置され、青少年の指導、保護、矯正に関する総合的な対策を樹立し、その適切な実施を図ることとされましたが、この協議会がわが国における青少年対策の中核的役割を果たしてきた「青少年問題協議会」の前身です。

昭和24年9月、政府は「地方青少年問題協議会設置要綱」を閣議決定し、都道府県市町村においても同種地方機関を早急に結成し、活動するよう内閣官房長官名をもって都道府県知事あてに通達し、これによって昭和24年11月、東京都に「青少年問題協議会」が発足しました。

昭和28年7月には青少年問題協議会設置法が制定され、都においても、都下各市に対してその設置を勧奨し、調布市においては昭和31年3月に「調布市青少年問題協議会条例」が制定され、「調布市青少年問題協議会」が設置されました。

昭和30年9月には調布市青少年問題協議会の下部組織として「調布市青少年補導連絡会」が設置され、青少年の非行化防止のための問題青少年の保護、指導、矯正に関する連絡協議機関として今日までたゆまぬ活動を続けています。さらに、昭和35年には調布市青少年問題協議会の下部組織として「青少年対策地区委員会」が市内を5地区に分けて組織され、その後、昭和38年には独立した民間の自主的地域組織活動団体として位置づけられました。

昭和39年頃の高度経済成長期といわれていた時代では、子ども集団の育成も強く叫ばれていました。組織改革後の調布市の青少年対策地域活動も子ども会作りがその中心で、この運動は青少年対策地区委員会を通じて全市的に

展開され、昭和49年2月には「調布市子ども会連合会」が発足しました。

昭和50年頃はオイルショックを契機にインフレ狂乱物価の時代に突入し、受験教育体制が強まるなど社会の急激な変化がみられ、地域や家庭、学校との摩擦に起因する非行も目立ってきました。このため、昭和48年5月、青少年問題協議会に学識経験者で構成された専門委員会が設置され、調布市における青少年対策も新たな方向に踏み出しました。

その後、青少年を取り巻く社会環境の急激な変化や青少年の意識の多様化に起因した問題行動に対して地域の教育力の重要性と青少年健全育成の総合的展開の必要性が指摘されてきたことを踏まえ、平成11年4月に青少年対策地区委員会と子ども会連合会が統合し、新たに「調布市健全育成推進地区委員会」が組織されました。地区委員会は地域住民や青少年団体と連携を図りながら地域における青少年健全育成に対する中心的な役割を担うこととなり、現在に至るまで活動を継続しています。

調布市青少年問題協議会

一般的には「青少協」と呼ばれ、市長を会長に青少年に関する機関、団体の代表等が全市的な視野から連絡や調整、協議し、時に青少年問題に関する総合的施策の検討をするために必要な事項を調査審議し、市長に対し意見具申をすることができるとともに各団体へ要請したりする独自の性格を持つ機関です。

現在の調布市青少年問題協議会は、「青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法第1条」に基づき、昭和31年3月、市条例第1号により設置されました。この協議会は、法律及び条例にもとづいて、会長に市長をあて、市長の委嘱による委員13名をもって構成され、随時会議を開催することになっています。

また、調布市青少年問題協議会には専門調査委員会が設置されており、青少年問題の調査研究が行われています。

調布市青少年問題協議会条例

昭和31年3月6日条例第1号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号。以下「法」という。)

第1条の規定により、調布市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、法第2条に規定する所掌事務をつかさどる。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 8人以内
- (2) 関係行政機関の職員 2人以内
- (3) 市職員 3人以内

(委員の任期)

第4条 前条第1号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 協議会に副会長を置く。
- 4 副会長は、委員が互選する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(専門調査員)

第7条 市長は、協議会に専門の事項を調査させるため必要があると認めたときは、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、第3条第1号に掲げる委員のうちから市長が委嘱する。

3 専門調査員の任期は、当該専門の事項の調査に要する期間として市長が指定する期間とする。

(定足数及び表決数)

第8条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第2条及び第5条第2項(法第7条第2項を法第3条第2項に改める部分に限る。)の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成25年12月17日条例第48号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の調布市青少年問題協議会条例(以下「改正前の条例」という。)第7条第2項の規定により委嘱された専門委員は、この条例による改正後の調布市青少年問題協議会条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第2項の規定により委嘱される専門調査員とみなし、その任期に係る改正後の条例第7条第3項の規定

の適用については、同項中「当該専門の事項の調査に要する期間として市長が指定する期間」とあるのは、「改正前の条例第7条第2項の規定により専門委員として委嘱された日から平成26年6月30日まで」とする。

附 則（平成27年3月23日条例第28号）

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

調布市青少年問題協議会専門調査員設置要綱

昭和62年3月14日

1 設置の目的

調布市青少年の意識調査の実施に伴い、調布市青少年問題協議会条例（昭和31年調布市条例第1号）第7条の規定に基づき、調布市青少年問題協議会専門調査員（以下「専門調査員」という。）を設置する。

2 委嘱

専門調査員は、調布市青少年問題協議会委員のうちから市長が委嘱する。

3 任期

専門調査員の任期は、2年とする。

4 委員数

専門調査員は、4人以内とする。

5 報告

専門調査員は、調査・啓発事項についての結果を市長に報告する。

6 報酬

委員の報酬については、調布市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例規則（昭和40年調布市規則第6号）に定めるところによる。

7 庶務

専門調査員会の庶務は、調布市青少年問題協議会事務局において行う。

調布市青少年問題協議会事務局設置規程

昭和51年10月 1 日訓令第18号

改正

昭和56年 4 月 1 日訓令第 8 号	平成13年 3 月30日訓令第 2 号
昭和60年 3 月27日訓令第 2 号	平成15年 3 月31日訓令第 3 号
昭和60年 5 月30日訓令第12号	平成19年 3 月30日訓令第 8 号
昭和61年 3 月31日訓令第 9 号	平成20年 3 月25日訓令第 3 号
平成元年 3 月31日訓令第13号	平成21年 3 月24日訓令第 3 号
平成 7 年 3 月31日訓令第 2 号	平成24年 3 月30日訓令第 5 号
平成 9 年 3 月31日訓令第 6 号	平成27年 3 月31日訓令第 8 号
平成10年 3 月31日訓令第 4 号	令和 3 年 3 月31日訓令第 6 号

(設置)

第 1 条 調布市の青少年対策に関する施策の円滑な推進を図り、もって青少年の保護、育成に寄与するため、調布市青少年問題協議会に事務局を置く。

(所掌事項)

第 2 条 事務局は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 調布市青少年問題協議会の庶務に関すること。
- (2) 青少年対策について基本的かつ重点的な事項の立案に関すること。
- (3) 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) 青少年問題に関する資料の収集及び作成に関すること。

(組織)

第 3 条 事務局は、事務局長及び幹事をもって組織する。

- 2 事務局長は、子ども生活部児童青少年課長の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、行政経営部企画経営課計画調整担当課長、行政経営部広報課長、生活文化スポーツ部産業振興課産業労働支援センター担当課長、子ども生活部子ども政策課長、福祉健康部健康推進課長、環境部環境政策課生活環

境担当課長，教育部指導室長，教育部社会教育課長及び東部公民館長の職にある者をもって充てる。

- 4 前項に定めるもののほか，市長は，調布警察署の職員のうちから幹事を委嘱する。

(庶務)

第4条 事務局の庶務は，子ども生活部児童青少年課において処理する。

附 則

この訓令は，昭和51年4月1日から適用する。

附 則 (昭和56年4月1日訓令第8号抄)

(施行期日)

第1条 この訓令は，昭和56年5月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月27日訓令第2号抄)

(施行期日)

第1条 この訓令は，昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年5月30日訓令第12号)

この訓令は，昭和60年6月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月31日訓令第9号抄)

(施行期日)

この訓令は，昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月31日訓令第13号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は，平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日訓令第2号抄)

(施行期日等)

- 1 この訓令は，平成7年4月1日から施行し，同日以後の決裁に係るものから適用する。ただし，平成6年度予算の執行に係るものについては，な

お従前の例による。

附 則（平成9年3月31日訓令第6号抄）

（施行期日等）

- 1 この訓令は、平成9年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。ただし、平成8年度予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日訓令第4号抄）

（施行期日等）

- 1 この訓令は、平成10年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。ただし、平成9年度予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日訓令第2号抄）

（施行期日等）

- 1 この訓令は、平成13年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。ただし、平成12年度予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月31日訓令第3号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成15年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。

附 則（平成19年3月30日訓令第8号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。

附 則（平成20年3月25日訓令第3号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日訓令第3号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第5号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成27年3月31日訓令第8号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日訓令第6号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

調布市青少年補導連絡会

この機関は、調布市青少年問題協議会の下部組織として位置づけられ、青少年の不良化を防止するため、青少年を取り巻く問題環境等、問題青少年の情報交換及び問題青少年の指導方法についての研究、連絡、協議および市内の問題環境の現場調査による実態把握などを目的とし、活動しています。

この連絡会は、青少年問題について深い理解と広い知識をもった保護司、民生児童委員、少年補導員、防犯協会役員、市内小中高生活指導主任、関係行政機関（立川少年センター、調布警察署、教育相談所、福祉事務所の各職員）、健全育成推進地区委員会からの代表者によって構成され、現在の委員数は51名です。

調布市青少年補導連絡会規約

昭和31年3月6日

調布市青少年問題協議会

(設置)

第1条 青少年問題に関する地域組織活動の強化および補導體制整備強化要綱に基づき、調布市青少年問題協議会の下部組織として補導連絡会（以下「連絡会」という）を置く。

(目的)

第2条 連絡会は、市内青少年の不良化を防止するため、問題青少年の保護並びに指導及びきょう正に関し、連絡協議を行うとともに関係機関の連絡の緊密化と、各機関の総合的機能を発揮させることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 前条の目的を達成するため、連絡会は市内における問題青少年のケースについて、次に掲げる事項を行う。

- (1) 市内青少年の不良化の傾向に関する情報の交換
- (2) 各委員の取り扱った問題青少年についての指導方法に関する連絡及び研究
- (3) 補導能力のない家庭の指導方法に関する連絡協議
- (4) その他の問題青少年の補導に関して必要な事項

(組織)

第4条 連絡会の委員は、問題青少年の保護及び補導に係りのある次の各号に掲げる者のうちから、調布市青少年問題協議会会長がこれを委嘱する。

- (1) 地区担当児童福祉司
- (2) 地区担当民生児童委員
- (3) 地区担当社会福祉主事
- (4) 地区担当保護司

- (5) 市内所在の小・中・高等学校生活指導主任
 - (6) 調布警察署少年係員
 - (7) 健全育成推進地区委員
- 2 前項各号に定める者のほか、連絡会において特に必要と認められた者は、委員として参加させることができる。但し、この場合は関係行政機関の意見を聞き、その同意を得なければならない。
- 3 前各号の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。但し、再任を妨げない。

(役員)

第5条 連絡会に次の委員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 顧 問 若干名
 - (4) 理 事 若干名
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を掌理し、連絡会の議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはあらかじめ会長の指定する順序に従い、その職務を代理する。
- 5 顧問は、児童相談所長、福祉健康部長、生活福祉課長、警察署長、学校長、調布市青少年問題協議会事務主管課長、その他必要な関係行政機関の職員のうちから、調布市青少年問題協議会会長がこれを委嘱する。
- 6 顧問は、随時連絡会に出席して、その助言指導に当たるものとする。
- 7 理事は、各担当機関の委員10名以内をもってこれに充てる。理事は、会長の命を受け、連絡会の運営及びケース研究に関する企画等具体的計画の立案に当たる。
- 8 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、任期満了前に辞任した

場合においての後任者の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(会議)

第6条 連絡会の会議は非公開とする。

- 2 連絡会における対象青少年の人権については、できるだけ尊重しなければならない。したがって、そのケースについては仮名を用いる等、特に秘密を厳守し、補導の効果を損なうことがないように留意しなければならない。

(会議の開催)

第7条 連絡会は毎月1回開催するものとする。但し、会長が必要と認めたときは、臨時にこれを召集することができるものとし、委員が課題を提示して会議の開催を請求したときは、臨時にこれを召集しなければならない。

(記録)

第8条 連絡会には記録簿を備え、議題、出席者及び会議の内容を記録するものとする。

- 2 会議録は会長の検印を受けなければならない。
- 3 会議録は厳重にこれを保管し、関係者以外にこれを公開してはならない。

(事務局)

第9条 連絡会の事務局は、調布市子ども生活部児童青少年課に置く。

(必要な事項)

第10条 その他連絡会の運営に関し、必要な事項は青少年問題に関する地域組織活動の強化及び補導體制の整備強化要綱、補導連絡会運営要領及びこの規約の趣旨に反しない範囲において連絡会が細則で定める。

附 則

この規約は、昭和60年5月1日から適用する。

附 則 (平成11年7月1日)

この規約は、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成20年7月1日）

この規約は、平成20年4月1日から適用する。

調布市青少年補導連絡会運営要領

昭和31年3月6日

調布市青少年問題協議会

1 設置及び運営の趣旨

補導連絡会設置の目的は、地域社会における青少年の保護並びに指導及び矯正に関して、関係行政機関の行う対策活動の円滑化を図るとともに、その補完的役割を推進することによって、全体としての活動の強化を図ることにある。

したがって各委員は、相互の積極的協力体制の確立に努力し、連絡会を通じて各自の機能を十分に発揮できるようにするとともに、特に上記の目的から逸脱することのないよう留意すること。

2 補導対象青少年

ここにいう問題青少年とは、20歳未満の問題青少年及び児童のうち児童相談所、福祉事務所及び家庭裁判所への送致又は通告を要しないものであって、怠学怠業、映画館、遊戯場出入、盛場徘徊、飲酒喫煙、金銭濫費、家財持出、家出浮浪、性的不良行為、その他の不良行為をなし、又はなすおそれのあるものをいう。

3 連絡会の性格

- (1) 調布市青少年問題協議会の下部組織であること。したがって、問題青少年の保護及び補導活動も調布市青少年問題協議会活動の一環として行われるものである。
- (2) 児童相談所、福祉事務所、家庭裁判所及び保護観察所等、問題青少年の保護及び補導に関し、関係のある行政機関及び関係者等の行うケース・ワークの職能を強化し、その補完的役割を果たすものである。

4 連絡会の任務

要領及び規約等に定めるところにより、地域社会における問題青少年に

関する情報の交換，ケースの研究等問題青少年の保護及び補導に関する連絡協議を行うことを主たる任務とする。したがって，個人の身上に関して秘密にわたる事項を扱う場合もあるので，これらの取扱いには慎重を期し，法によって行う措置ケースと全く同様に扱うこと。

5 運営方法

- (1) 連絡会においては，上記の問題青少年に関する保護及び補導についての連絡協議，ケースの検討並びに更生指導方策等の研究を行うものとする。ただし，必要に応じ委員が現に保護及び補導を行っているケースについても，市内青少年問題の傾向を把握するための素材として支障のない限度において研究を行うことがあるものとする。
- (2) 各委員は，地域社会における問題児童及び青少年の早期発見に努めるとともに，問題児童及び青少年について，それぞれ児童福祉法第25条又は少年法第6条によって児童相談所，福祉事務所又は家庭裁判所に対する通告を行うこと。
- (3) 連絡会において問題として取りあげた青少年に関しては，特に人権を尊重し，そのケースについては秘密を厳守して，部外者にこれをもらすことのないようにすること。
- (4) ケースによって，必要と認めるときは，特に専門の委員会を設けて対策を協議するなど効果的な運営を行うようにすること。
- (5) 提示されたケースが，法による措置を必要とすると認められた場合には，児童福祉法第25条又は少年法第6条による通告を行うこと。

6 その他

青少年の保護及び補導に関係あるもののほか，特に必要と認める者を委員として参加させる場合に意見を求め，その賛成を得なければならない。関係行政機関とは，市長，児童相談所長，福祉健康部長，生活福祉課長，警察署長及び保護観察所長をいうものとする。

令和5・6年度調布市青少年補導連絡会活動方針

1 目 標

青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しております。こうした社会環境の中で青少年を健全に育成していくためには、家庭・学校・地域・行政及び関係機関が相互に連携を図りながら、問題に対応していくことが必要です。

調布市青少年補導連絡会は、調布市青少年問題協議会が定めた調布市青少年健全育成方針に基づく活動を推進するため、関係機関・団体相互の情報交換を行うとともに、青少年の問題行動への対応や社会環境の浄化への取組に向けた事例研究・研修を行い、その結果をそれぞれの機関・団体が実施する各種事業に反映させるよう活動します。

2 具体的活動

- (1) 定期的に連絡会を開催し、青少年関係機関・団体相互の情報交換を実施します。
- (2) 青少年の抱える問題の把握と問題行動等に対応するための事例研究・研修を行い、その結果をそれぞれの青少年関係機関・団体に反映させます。
- (3) 青少年に有害な看板やポスター、図書、DVDソフトなどの浄化活動を実施します。
- (4) ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ、まんが喫茶などのパトロール活動を行い、必要に応じて、当該事業に対する協力要請を実施し、社会環境の浄化に努めます。

- (5) インターネットの有害サイト対策として、フィルタリングソフトやペアレンタルコントロール⁸の活用を推進します。
- (6) 「自画撮り被害」等、SNSやインターネットを介した被害やトラブルのほか、ストーカーや痴漢等、青少年が被害者となる犯罪の防止に向けた啓発を行うとともに、SNS等を通じて募集が行われる振り込め詐欺等の「受け子」や「闇バイト」など、青少年が犯罪へ加担することを防止するための啓発を行います。
- (7) 覚せい剤，危険ドラッグ，大麻などの薬物乱用防止ための啓発活動を実施します。
- (8) 喫煙，飲酒，万引きなどの問題行動や非行防止のための啓発活動を実施します。
- (9) 各種強調月間，運動を推進します。
- (10) 青少年関係機関・団体の実施する事業を支援します。

⁸ ペアレンタルコントロール…子どもが安全にインターネットやスマートフォン，ゲーム機等を利用できるように保護者が様々な機能の制限をかけること。Web閲覧やアプリのダウンロード，使用時間を制限することなどを指す。フィルタリングはペアレンタルコントロール機能のうちの1つである。

調布市健全育成推進地区代表者連絡協議会

青少年を取り巻く社会環境の変化及び青少年の意識の変化などから、ますます多様化していく青少年問題に対して、各地区委員会では、それぞれの地区を対象に、その地域の実情に即した実践活動が進められています。

非行を始めとする問題行動の増加、深刻化等に見られる現在の青少年問題への基本的対応方策については、その問題状況を広い視野からの確に把握するとともに、今後への青少年対策のあり方という長期的かつ総合的な観点に立ち、各分野における基本的な対応方策の検討が強く要請されています。

この状況を踏まえ、本市における各地区委員会の統合（組織）の確立化により調整一元化された協力体制のもと、青少年問題に対する全市的施設の展開を図っていくため、本協議会が設置されています。

調布市健全育成推進地区代表者連絡協議会設置規約

(名称)

第1条 本会は、調布市健全育成推進地区代表者連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、調布市子ども生活部児童青少年課に置く。

(目的)

第3条 本会は、調布市健全育成推進地区委員会（以下「地区委員会」という。）相互の連絡調整を図り、調布市全域における事業を推進し、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(構成)

第4条 本会は、地区委員会の会長で構成する。

(活動)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、下記の活動を推進する。

- (1) 地区委員会及び各種団体との連絡調整、情報交換に関すること。
- (2) 研修会、講演会に関すること。
- (3) 豊かな心を育むための事業に関すること。
- (4) 環境の浄化活動に関すること。
- (5) その他、青少年の健全育成に関して必要な事項。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名

2 理事は、小学校設立順で選出する。

3 会長は、地区委員会の会長の互選により選出する。

4 副会長は、理事の互選により選出する。

(掌理事項)

第7条 役員の掌理事項は次による。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、連絡協議会の運営を円滑に進めるために、会長、副会長を補佐する。

(任期)

第8条 役員の任期は、地区委員会の任期の2年とする。

(会議)

第9条 本会の会議は、理事会及び連絡協議会とし、会長が招集し、第5条の活動に関する事項を協議決定する。

2 この規約に定めのない事項は、理事会で決定する。

附 則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

令和5・6年度調布市健全育成推進地区代表者連絡協議会活動方針

1 目 標

調布市健全育成推進地区代表者連絡協議会は、未来に向かって伸びゆく青少年の健やかな成長を願い、地区委員会の実施する青少年健全育成事業、非行防止活動、有害環境浄化活動を支援していきます。

また、青少年と地域の大人が世代を超えて交流し、あわせて青少年同士の親善を深められるよう、全市的規模の事業を実施していきます。

このために研鑽を積むとともに地区委員会相互の情報を交換し、事業の円滑化と活性化を推進していきます。

2 活動方針

(1) 連絡調整・情報交換の推進

家庭、学校、地域社会などでの健全育成活動に対して、全市的な視野に立ち、行政や青少年関係機関・団体との連絡調整を推進していきます。

また、社会環境の変化に伴う諸問題や各地区で抱える課題に対しての情報交換を行い、解決にあたっていきます。

(2) 研修会、講演会の実施

近年、青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しており、青少年自身の意識の多様化も進んでいます。こうした状況に対応していくために研修会、講演会を実施し、地域活動に反映していきます。

(3) 豊かな心を育むための事業への支援

年齢、性別、国籍、文化、心身の違いを超えた交流を通して、思いやりの心や社会性を育むことができるよう、青少年がのびのびと参加できるスポーツ、文化、レクリエーション、自然体験活動やボランティアリーダー養成事業を支援していきます。

また、青少年へのボランティアマインドの定着、豊かな国際感覚の醸成、障害者理解の促進が推進されるよう、青少年の社会参加活動を推進していきます。

(4) 有害環境浄化及び非行防止活動の推進

スマートフォンやSNSを始めとする機器・サービスの普及は、様々な情報の入手が容易となる一方で、情報の氾濫や疑似体験の増加などをもたらし、心身の発育途上にある青少年にとっては必ずしも望ましい状況ではありません。

インターネット上の有害環境を始め、不健全な電子メディアや図書類等から青少年を守るため、有害環境の浄化活動を推進していきます。

また、未成年者の喫煙、飲酒、万引きなどの非行や問題行動に対し、行政や青少年関係機関・団体と連携して、未然防止・早期発見に努めるなど、青少年の非行防止活動を推進していきます。

(5) 青少年の安全確保の取組

青少年を対象とした性被害を始め、青少年が被害者になる悪質な犯罪が多発しています。このような事件から青少年を守る対策を検討し、関係機関と連携をしながら、青少年の安全確保について取り組みます。

3 具体的活動

- (1) 定期的に連絡協議会を開催し、地区委員会相互の情報交換を行い、連携を図ります。
- (2) 青少年の健全育成について、研修会や講演会を実施します。
- (3) 地区委員会が実施するスポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、自然体験活動など、多様な交流活動を支援します。
- (4) 地区委員会が実施するボランティアリーダー養成事業を支援します。

- (5) 地域の清掃活動やあいさつ運動の実施など、青少年のための社会参加活動を推進します。
- (6) 有害環境浄化のため、青少年関係機関・団体と連携を図り、有害な看板やポスターの除去など、有害環境浄化活動を推進します。
- (7) 青少年関係機関・団体と連携を図り、各種広報活動や地域パトロールを実施し、非行防止活動を推進します。
- (8) 青少年の安全に関する要望書等を作成し、関係機関に提言する活動に取り組みます。
- (9) 青少年関係機関・団体と連携を図り、覚せい剤、危険ドラッグ、大麻等の薬物乱用防止及びスマートフォンやSNS等の正しい取扱い方法などに関する各種啓発活動を実施します。
- (10) 青少年の自立心や他人を思いやる心、社会貢献意識を育むため、表彰などの推薦を実施します。
- (11) 各種強調月間、運動を推進します。
- (12) 青少年関係機関・団体の実施する事業を支援します。
- (13) 「こどもの家」の設置及び「こどもの家」マップや安全マップ作成への協力など、危険箇所を把握し改善する取組を推進します。

調布市健全育成推進地区委員会

「調布市健全育成推進地区委員会」は、青少年対策地区委員会と子ども会連合会が統合し平成11年4月に組織されたもので、今日に至るまで活発な活動を続けています。なお、平成22年11月には健全育成推進地区委員会発足50周年記念式典を開催し、青少年の健全育成に多大なご貢献を頂いた60人の地区委員の方へ感謝状の贈呈を行っています。

地区委員会は、青少年問題協議会で調整された施策に協力するとともに、地域の実情に応じた施策を選択し、効果的に地域の関係者及び団体が協力し合って青少年対策に関する諸事項を推進する活動母体です。また、青少年の健全育成及び青少年問題等について地域社会の実情を青少年問題協議会を通じて諸施策に反映させることもできます。

地区委員会の活動目的は地域における青少年の健全育成を図ることであり、地区の実情に即した対策を考える連絡調整の機能と、地区における望ましい健全育成のための事業活動を生み出す機能を有しており、地区ごとに特色のある活動を行っています。

現在、地区委員会は、市立小学校通学区域を単位として20地区で設置されており、全地区で約600名の委員が各地域で活動していますが、その構成は、その区域内の小・中・高等学校、小・中・高等学校のPTA、子ども会、自治会、青少年関係団体を代表する者のほか、青少年の健全育成に熱意のある者であり、任期は2年となっています。

調布市健全育成推進地区委員会規約基準（準則）

（名称）

第1条 本会は、調布市健全育成推進●●地区委員会と称し、事務所を調布市●●町●●番地に置く。

（目的）

第2条 本会は、次代を担う青少年の健全な育成を図るため、青少年問題協議会をはじめとする青少年関係機関及び青少年関係団体と連携し、地域における青少年健全育成事業を推進する。

（定義）

第3条 この規約基準（準則）において、「青少年」とは、18歳未満の者をいう。

（活動）

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を地区の実情に即し、効果的に実施する。

- (1) 青少年の地域活動を援助し、積極的な社会参加を促していく。
- (2) 地域の子ども会を育成し、その活動を支援していく。
- (3) 地域の子ども会の相互扶助事業を実施していく。
- (4) 青少年団体を育成し、その活動を支援していく。
- (5) 青少年のボランティア活動を促進していく。
- (6) 青少年に有害な環境の浄化活動を推進していく。
- (7) その他青少年の健全育成について必要なこと。

（選考委員会）

第5条 本会は、委員の選考にあたり選考委員会を置き、次に掲げる者の中から5名以内の委員で構成するものとする。

- (1) 地域の小学校、中学校及び高等学校のPTAを代表する者。

- (2) 地域の子ども会を代表する者。
- (3) 地域の青少年関係団体を代表する者。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全育成に熱意のある者。

(委員)

第6条 委員は、次に掲げる30名以内の者で構成する。

- (1) 地域の小学校、中学校及び高等学校を代表する者。
- (2) 地域の小学校、中学校及び高等学校のPTAを代表する者。
- (3) 地域の子ども会を代表する者。
- (4) 地域の自治会を代表する者。
- (5) 地域の青少年関係団体を代表する者。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全育成に熱意のある者。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

ただし、再任を妨げない。

(部会)

第8条 本会に、第4条の活動を推進するため、次の部会を置くことができる。

- (1) 文化・スポーツ部会
- (2) レクリエーション・リーダー養成部会
- (3) 啓発活動部会

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置くことができる。

会長1名、副会長2名、監事2名、書記2名、会計2名、部会長3名。

- (1) 会長、副会長、監事は総会において選出する。
- (2) 書記、会計は会長が選任する。
- (3) 部会長は各部会において選出する。

(掌理事項)

第10条 役員の掌理事項は次による。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を掌理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 監事は本会の会務及び経理の監査にあたる。
- (4) 書記は会議を記録し、その他必要な事務にあたる。
- (5) 会計は会計事務にあたる。
- (6) 部会長は部会を掌理する。

(会議)

第11条 委員会は会長が招集し、本会の事業実施に関する事項を協議決定する。

- 2 委員会は、原則として毎月1回開催するものとする。
- 3 部会は部会長が招集し、必要に応じ開催するものとする。
- 4 総会は、年1回開催するものとする。

附 則

この規約は、平成11年1月19日から施行する。

調布市健全育成推進地区委員会運営指針

1 地区委員会の目的

地区委員会は、青少年をめぐる社会環境の浄化に努めるとともに、地域社会における青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

2 地区委員会のあり方

地区委員会は、その目的を果たすため、地域社会の力を結集し、青少年問題協議会（以下「協議会」という。）において調整した施策に協力するとともに、その構成員の属する青少年関係機関団体等の固有の役割をより効果的に果たすため、その施策の実施について連絡調整を図るとともに、地区の事情に応じた施策を選択して効果的に実施するものとする。

3 地区委員会の活動目標

地区委員会は「調布市健全育成推進地区委員会規約基準」第4条の(1)から(7)までの事項を活動目標とする。

4 地区委員会の活動方針

活動に当たっては、下記のとおり他の組織団体との関係及び実施事項の選択に留意する。

(1) 協議会との関係

協議会と地区委員会は下記2点において、表裏一体相互補完の関係を有するものとする。

ア 地区委員会は、協議会において調整された青少年対策を推進させる母体であること。

イ 地区委員会は、地域社会の力を結集し、統一された意志を協議会を通じて、各種の施策に反映させること。

(2) 他の関係団体との関係

地区委員会の活動は、自主的活動と関係機関の施策に対する協力的活動とし、自主的活動を行う場合には、その本来の機能である連絡調整を十分に行うことによって、そのなすべき役割を明らかにし、その施策が競合しているような誤解をまねくことのないようにすること。

協力活動を行う場合には、関係機関の指導援助を求めるほか、地区委員会は青少年問題に関する地方公共団体の行政効果を地域の末端に浸透させる場であるという観点にたち、家庭と直結した活動をすること。

なお、他の民間団体の活動については、地区委員会は常に後ろから援助の手をさしのべるという態度が望ましい。

(3) 具体的な実施事項については、おおむね下記の基準に該当する施策を選択するものとする。

ア 地域内関係機関団体等の全体にわたり、単独で実施するよりも総合的に実施した方がより効果的なもの。

イ 実施することにより、他の機関団体等の活動及びその成果を促進するもの。

ウ 地域の実情に応じ時宜を得たもの。

5 地区委員会の設置単位

公立小学校の通学区域とする。

調布市健全育成推進地区委員会の経費に関する指針

1 目的

地区委員会の運営及び活動に要する経費について適正かつ効果的な運用を図ることを目的とし、もって地域社会における青少年対策の推進に寄与するものとする。

2 基本方針

- (1) 委員会に交付される経費（以下「地区費」という）については、「健全育成推進地区委員会規約基準」及び「地区委員会運営指針」に基づき、支出しなければならない。
- (2) 委員会に交付される経費は、委員会の基本方針に基づいて、計画的に支出されなければならない。

3 具体的事項

基本方針を達成するために、次に掲げる事項について特に留意すること。

(1) 支出額と活動効果のバランス

地区活動は、「健全育成推進地区委員会規約基準」第4条及び第11条、「地区委員会運営指針」第4項に規定するものについて地域の実情に即し、適正な方策を選択し、自主的に企画立案するものとし、常にその効果を推測し経費とのバランスを失わないよう考慮する。

(2) 地区費の支出

地区費は、地区内に所在若しくは関係する単位団体又は個人に給与し、分配してはならない。

また、委員は地区費を一括管理し、常にその経理を明らかにしておかなければならない。

(3) 予算書の作成

年度当初において、委員会は協議会が調整した基本方針を組み入れ、年間を通じて平均した活動を行えるよう活動計画を樹立するとともに、それに基づく、予算書を作成しなければならない。予算書は、地域の実情の変化により活動計画の変更を余儀なくされる場合は、委員会の総意により調整することができる。

(4) 精算書の作成

年度末において、委員会は年間の活動及び地区費の支出の決算を行い、精算書を作成しなければならない。

調布市健全育成推進地区委員会交付金交付要綱

平成20年3月31日要綱第51号

第1 目的

この要綱は、調布市健全育成推進地区委員会（以下「地区委員会」という。）の活動に対して調布市健全育成推進地区委員会交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、地域における社会環境浄化の活動及び非行防止活動並びに青少年の社会参加及び地域活動の機会を充実し、もって青少年の健全育成を図ることを目的とする。

第2 交付対象経費

交付対象となる経費は、地区委員会が行う次の各号に掲げる活動に要する費用とする。

- (1) 青少年の非行防止及び啓発活動
- (2) 青少年の社会参加及び社会貢献を促進する活動
- (3) 前2号に掲げる活動を推進するための研修会、講演会、懇談会等の実施に関する活動
- (4) 青少年の意見表明、体験発表及び行政参加に関する活動
- (5) 青少年の体育、文化及びレクリエーション活動
- (6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全育成を図るための活動で、市長が適当と認めるもの

第3 交付金の額

交付金の額は、毎年度予算の範囲内において市長が別に定める。

第4 交付申請

交付金の交付を受けようとする地区委員会の代表者は、交付金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 地区委員会活動計画書（第2号様式）

(2) 地区委員会予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第5 交付決定

市長は、第4の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、交付金の交付の可否を決定し、交付金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により、当該申請をした地区委員会の代表者に通知するものとする。

第6 交付請求

地区委員会の代表者は、第5の規定による通知を受けたときは、速やかに交付金請求書（第4号様式）により、市長に請求するものとする。

第7 支払

市長は、第6の規定による請求の内容が適当と認めるときは、速やかに当該請求をした地区委員会の代表者が指定する金融機関の口座に振り込みの方法により交付金を支払うものとする。

第8 実績報告等

交付金の支払を受けた地区委員会の代表者は、支払を受けた交付金に係る会計年度が終了したときは、速やかに地区委員会実績報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 地区委員会活動報告書

(2) 地区委員会決算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を審査し、交付金交付の目的に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金確定通知書（第6号様式）により、当該地区委員会の代表者へ通知するものとする。

3 交付金の支払を受けた地区委員会の代表者は、前項の規定により交付金の額が確定された場合において、既に支払われている交付金の額が当該確

定された交付金の額を上回るときは、当該上回る額の交付金を返還しなければならない。

第9 交付決定の取消し等

市長は、交付金の支払を受けた地区委員会の代表者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した交付金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金を他の目的に使用したとき。
- (3) 交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は交付金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

第10 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日要綱第21号）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の調布市健全育成推進地区委員会交付金交付要綱の様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成31年1月31日要綱第6号）

- 1 この改正は、平成31年2月1日から施行する。
- 2 この改正による改正後の調布市健全育成推進地区委員会交付金交付要綱の規定は、平成30年度以後の調布市健全育成推進地区委員会交付金に係るものについて適用し、同年度前の補助金に係るものについては、なお従前の例による。

調布市青少年表彰規程

昭和58年10月29日訓令第12号

改正

昭和63年11月30日訓令第18号

平成9年12月1日訓令第12号

平成18年1月30日訓令第1号

令和3年10月28日訓令第14号

令和5年7月20日訓令第14号

(目的)

第1条 この規程は、地域社会に好影響をもたらした善行のあった青少年及び青少年団体を表彰することにより、青少年が自主、自立、自発の意欲に目覚め、他人を思いやる共感性を養い、たくましく生きていく精神が育まれる、より良き社会環境づくりに寄与することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 市内在住、在勤又は在学の18歳までの者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有し、過半数が18歳までの者で構成された団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたもの

(表彰の基準)

第3条 表彰を受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当する青少年及び青少年団体とする。

- (1) 青少年関係団体の活動に協力し、指導に当たってその功績が顕著であるもの
- (2) 社会福祉活動、社会環境の美化等の奉仕活動により青少年の模範と認められるもの

- (3) 防犯, 防火, 交通安全等に係る啓発活動を積極的に行い, その功績が顕著であるもの
- (4) 風水害, 火災等の防護並びに交通事故, 水難事故その他の事故の防止及び救助活動を行い, その功績が顕著であるもの
- (5) 地域行事への参加など, 社会貢献活動を積極的に実施し, 青少年の模範と認められるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか, 市長が青少年の模範となる善行及びこれに準ずる行為があったと認めたもの
(表彰の時期)

第4条 表彰の日は, 別に定める。

(被表彰者の推薦)

第5条 市長は, 第3条の規定に該当するもので, 関係行政機関, 青少年関係団体又は市民から推薦を受けたもののうちから表彰するものとする。

2 前項の規定により被表彰者を推薦しようとする者は, 推薦調書(個人にあつては第1号様式, 団体にあつては第2号様式)を作成し, 市長に提出するものとする。

(被表彰者の決定)

第6条 被表彰者の決定は, 表彰の適正を期するため, 調布市青少年問題協議会の審査を経て市長が行うものとする。

(表彰の方法)

第7条 表彰は, 表彰状を授与する方法により行う。

(適用除外)

第8条 調布市表彰条例(昭和34年調布市条例第28号)及び調布市教育委員会表彰規程(昭和55年調布市教育委員会訓令第1号)で同様の事由により表彰を受けたものは, 重ねて表彰しない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和58年11月1日から施行する。

附 則 (昭和63年11月30日訓令第18号)

この訓令は、昭和63年12月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月1日訓令第12号)

この訓令は、平成9年12月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月30日訓令第1号)

この訓令は、平成18年2月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月28日訓令第14号)

この訓令は、令和3年10月29日から施行する。

附 則 (令和5年7月20日訓令第14号)

この訓令は、令和5年7月21日から施行する。